

平成 26 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 7 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 1 月 9 日（金）18：30～21：05

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 相澤委員，赤間（宏）委員，阿部委員，市川委員，大坂委員，久保野委員，
坂井委員，佐々木委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，
川瀬委員，柴田委員，菅原委員，杉山委員，高橋（望）委員，高橋（秀）委員，
千葉委員，橋浦委員，橋本委員

※欠席：岩館委員，小山委員，川村委員，桔梗委員，黒瀧委員，白江委員，
鈴木委員，八木委員，畑中委員，早坂委員，赤間（俊）委員

[事務局]佐々木健康福祉局理事，鈴木健康福祉部長，高橋障害企画課長，石川障害者
支援課長，金子障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター
所長，佐久間北部発達相談支援センター所長，佐々木南部発達相談支援セン
ター所長，只埜青葉区障害高齢課障害者支援係長，伊藤青葉区宮城総合支所
保健福祉課長，佐藤若林区障害高齢課長，小原太白区障害高齢課長，伊藤太
白区秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係
長，都丸地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，
三條指導係長，五十嵐主査，富山主事，林主事，佐藤主事，高橋主事

ほか傍聴者 16 名

4 内 容

（1）開 会

（2）委嘱状交付

（3）会長挨拶

会 長 皆さん，おばんでございます。

本日から，新たな臨時委員の皆さんと一緒にテーブルについていただくことになり
ました。ご承知のように，障害を理由とする差別の禁止と合理的な配慮に関しまして
は，国の法律で障害者差別解消法，それから雇用促進法の改正・施行が平成 28 年 4
月でございます。そのような折に，その趣旨をよく市民の方々に理解していただき，
また法律の中で必要な部分について，もしかしてその上乘せ，横出しということも含
めて，仙台市らしい条例の策定ということで皆さんとともに作業を進めているところ
でございます。本日就任いただきました臨時委員の皆さん，いろいろよろしくお願
いします。そして，これまで検討を一緒に行っていました委員の皆さん，本当によ
ろしくお願いいたします。大事な局面になってまいりました。

今回もなんですけれども，委員の皆さんからやはりこの進行に関して余り冗長な時
間にならないようにということと体調管理もありますので，中に休みをとりましょ

ということなど事務局から説明あると思いますけれども、そのように進行していきたいと思います。

よろしくをお願いします。

（４）新委員紹介

事務局（福井主幹） 次年新委員の皆様のご紹介に移らせて頂きます。自己紹介を頂きたいと存じますので所属とお名前をお願いいたします。それでは、川瀬郁朗委員、柴田糸子委員の順でお手元のマイクをお願いいたします。

川瀬委員 今ご紹介いただきました宮城県経営者協会です事務局長をしております川瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

経営者協会というのは労務問題を主に扱っております経営者の団体でございます、大体 614 社ありますので、みなさんと一緒にご議論させていただきたいと思しますのでどうぞよろしくお願いいたします。

柴田委員 ただ今ご紹介に預かりました仙市民生委員児童委員協議会障害児者福祉部会部会長の柴田でございます。よろしくお願い致します。

これから皆さんと共に民生員としてどのように関わりを持っていけるものかという事もありますので、ご一緒に考えていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（福井主幹） ありがとうございます。なお、本日は所要のためご欠席ですが、仙台商工会議所中小企業支援部長の赤間俊孝委員、また遅れて来られる仙台弁護士会の橋本治子委員につきましても本日付で臨時委員として委嘱させていただいております。

なお、大変恐縮ではございますが、佐々木理事につきましてもは公務のため、ここで退席とさせていただきます。

（５）議事録署名人指名等

（１）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（２）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より諸橋委員の指名があり、承諾を得た。

（６）議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

（１）これまでの実施結果について

①第 4 回仙台市障害者施策推進協議会でのご意見などについて

②障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ（ココロン・カフェ）の実施結果について

③障害を理由とする差別の解消について考えるシンポジウムの実施結果について

④第 3 回及び第 4 回学習会の実施結果について

会 長 それでは、お手元の次第 6 の議事に入ります。

（1）これまでの実施結果について、①から④までありますけれども、この 4 つの項目について事務局より続けて説明願います。

事務局
(高橋課長) 皆さん、あけましておめでとうございます。改めまして、今年もよろしくお願いたします。

それでは、（1）これまでの実施結果につきまして、10 月の第 4 回協議会でいただいたご意見、それから協議会以降実施しました事業の実施状況につきましてご報告をいたします。

資料 1 をご覧ください。

第 4 回仙台市障害者施策推進協議会でのご意見などについてでございます。

第 4 回協議会では、障害者の人権擁護に関する相談事業についての社会資源調査、それから 7 月末から実施しました差別事例募集の結果についてご説明をいたしました後、差別解消に必要な取り組みなどに関する意見を委員の皆様から頂戴をしたところでございます。

資料 1、まず社会資源調査に関するものですが、ここでは各機関で相談は行われているものの、まだ不十分なところがあるので、差別解消のための救済機関を位置づける必要がある。それから、就労に関する問題については、なかなか解決につながらないという現状があるということについてご意見をいただきました。また、各相談支援機関から事例を出してもらって解決法を検討してはどうでしょうかといったようなご提案もございました。

次に、事例収集に対するものでございますけれども、収集した事例については、障害がない人にとっても不愉快なものが含まれており、障害による差別とは何かを整理する必要があるのではないか、それから改善案も考えるといいのではないかとのご意見をいただいております。

次に、差別解消に必要な取り組み等について委員の皆さんから頂戴したご意見につきましては、大きく分類いたしますと 7 つの視点からご意見をいただいております。

まず、丸の 1 つ目、「障害理解についての啓発が必要」ということでございます。「差別解消に向けて市民が話し合う機会をもっと持つべき」、「様々な障害者がいて、それぞれ障害特性があり、ニーズや困難が違うので、それぞれどういう支援が必要なのか知ってほしい」、「無理解から偏見が生まれたり、何かできないことがあると偏見につながったりするのではないか」、「様々なレベルの交流や体験学習などが必要ではないか」、「知識として学ぶことに加えて、人間として理解する想像力が必要ではないか」、「命が大切であることを伝えていくということも大事ではないか」というご意見をいただいております。

2 つ目としては、「障害当事者自身による発信が重要」というご意見を頂戴いたしました。「街の中に障害者自身が出ていくことがとても大切だ」、それから、ご自身の経験として、「職場の上司のかたとか同僚に自分の苦手なことを伝えることでいろい

る配慮が得られました」というご意見がございました。

3つ目でございますが、「障害当事者等へのエンパワメントの仕組みが必要」というご意見でございます。エンパワメントというのは、障害当事者のかた自身が力をつけていくということになります。2つ目のところで障害当事者ご自身による発信がとても重要だというご意見をご紹介しましたけれども、そうではあっても「差別されている状況を理解できないかたもいらっしゃるの、そういう方々への支援が必要だ」ということ、また「相談窓口があるだけでは解決につながらない」、「誰が受けとめて必要な支援につなげるのか」、「話を整理してくれる人や、声を上げられない人へのサポートが必要だ」というご意見をいただきました。

4つ目、「行政機関等の公的機関における障害理解、差別の禁止が必要」ということとでございます。「公的な機関の職員には障害のことを知ってほしい」、「命を守る立場である病院、それから行政機関では差別を行うべきではない」というご意見をいただきました。

5つ目、「コミュニケーション障害に対する情報保障が必要」ということとでございます。「聴覚障害や視覚障害などにより情報弱者と言われるような状態になっている障害者のかたにも情報がきちんと行き届くように、手話通訳者も含めていろいろな方法で情報提供をしてほしい」というご意見でございます。「視覚障害者のかたがエスカレーターの上り下りがわかるようにさりげなく声をかけたい」といったような具体的に取り組みたいことについてもご意見をいただきました。

6つ目、『差別』とは何かの理解・共有が必要だということとでございます。差別については、「意図的に差別をしているのか、それとも誤解やわからないでしているのか、ルールや制度が差別を助長しているのか、どのように配慮したらいいのかわからないのか、わかるけれどもできない、あるいはしないのか、そういったことを整理していく必要があるのではないか」といったご意見をいただきました。それから、「障害者に限らず、けがをした人、妊婦、高齢者などへの配慮がない場合もあります」というご意見もございました。また、差別をしたつもりがなくても、「法律で差別にあたる行為であれば差別になる。その行為が差別であるかどうかを共有していくことが必要だ」というご意見も頂戴したということとでございます。

7つ目、「一つ一つの差別を解消していくことが必要」ということとでございます。「差別の事例を集めたり、傾聴していくことが必要」、それから、「車椅子マークだけでない表示の工夫も必要ではないか」といったこと。「目の前にある『困った』『生きづらい』『つらい』という現象を一つ一つ解消していく配慮、改善を積み重ねていくことが必要」、「まずは公共機関で合理的配慮をきちんとやっていくことが必要ではないか」、「可能な限り市民を巻き込んでいくことが必要だ」といったご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、資料2ココロン・カフェの実施結果についてご説明をさせていただきます。

ココロン・カフェにつきましては、10月22日水曜日、それから11月23日日曜日

の 2 回、「障害ってなあに」をテーマにいたしましてワークショップを実施いたしました。施策推進協議会のうち何人かの皆さんにもご出席をいただきました。第 2 回では急なお願いとなりましたけれども、グループワークのファシリテータの役割をお引き受けいただきまして、どうもありがとうございました。

まず、第 1 回目は 43 人、第 2 回は 69 名のかたに参加をしていただいております。

資料 2 の 4 ページ、一番後ろのページにアンケートの結果を載せてございます。

アンケートを出してくださったかたからは、大抵いい評価を得られたのかなというふうに考えております。

1 ページにまた戻っていただきまして、3 番のところ、ココロン・カフェで出された意見の主なものを載せてございます。

大きく分けると、ここでは 9 つの視点からご意見をいただいたというふうに整理をしています。

1 つ目は、「出会い・話し合いの場の創出や拡大が必要である」ということです。これは、「障害について話し合う場というのはとても大事」というご意見がございませぬ。2 ページには、「障害者同士でも、ほかの人の障害の状況や生活のしづらさは話してみないとわからない」というご意見も頂戴いたしました。

2 つ目として、「障害者からの発信が大事である」というご意見もたくさんいただいているところでございます。「困ったときに勇気を持って周囲の人に伝えることが大切である」ということ。その一方で、「手帳を持っていることや、障害者であるということを知られたくないなという気持ちもある」、「家族が周りの人に隠したがる」というご意見もございました。

続きまして、「外見ではわかりづらい障害への理解の促進が必要である」というご意見も頂戴しております。「わかりづらい障害だと必要な配慮が受けられない場合が多い」、「内部障害だと、地下鉄やバスなど優先席を使うということも遠慮してしまう」というお話がございました。それから、「バリアフリー、ユニバーサルデザインの促進が重要である」ということとございます。街の中に出ていくには、「ハード整備もとても大事」というご意見を頂戴しているところでございます。

それから、働いているかたにもココロン・カフェにはたくさんおいでいただきましたが、「障害者が働きやすく、また企業でも雇用しやすい環境整備が必要である」といったご意見も頂戴したところでございます。

3 ページにまいりまして、次の視点としては、「教育の役割が重要である」というご意見もいただいております。

次に、「障害理解の促進が重要である」ということ。「地域の中で障害者が生活していることを知ってほしい」、「障害を伝えても排除されない社会になってほしい」、「『障害者には余りかかわらないようにしておこう』という対応が寂しい」といったようなご意見を頂戴したところでございます。

それから、ココロン・カフェ自体へのご意見もいただいております。「これまで障害者のかたと出会うことが少なく、困っていることなどがよくわからなかったが、こ

の場で出会って理解が進んだ」というご意見も頂戴をいたしました。

そのほか、障害者の施策等に関するご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、資料 3 シンポジウムの実施結果についてでございます。

シンポジウムにつきましては、12 月 7 日日曜日、障害者週間に合わせて開催しました。ウエルフェアの第 3 部として実施し、102 名のかたに参加をいただきました。

初めに、阿部会長から仙台市の条例に関する検討状況についてお話いただいたあと、6 名のパネリストを迎えまして、阿部会長にコーディネーターをしていただいて、パネルディスカッションを行いました。デパートでの障害者雇用の事例や、バリアフリー旅行の相談等から広げる福祉のまちづくりの取り組み、地域の中での子育てのネットワークづくりなど、具体的な事例をご紹介いただきながら差別の解消ということについて皆さんで考えました。協議会の杉山委員にもご参加をいただきまして、長町地域で取り組んだことについてわかりやすくご紹介をいただいて、参加していただいたかたにも非常にイメージしやすいものだったのではないかなと思います。パネルディスカッションでの主な発言等、たくさんありますけれども、2 ページにございます。4 つに区分けをして載せております。

「障害のあるかたの視点から提案したことが、誰もが使いやすい、誰もが暮らしやすいという提案につながる」というご意見や、「障害を持っている人も持っていない人もわかりやすく、生きやすいユニバーサルデザインの社会を目指したい」、「ハード面の整備も大切だが、ハートの面の整備も大切」というご意見を頂戴いたしました。

次に、最後の報告でございます。資料 4 をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、施策推進協議会の委員の皆さんにご案内をいたしまして事例の検討を行ったものでございます。お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

11 月 17 日については、14 名のかたにご参加いただきまして、3 グループに分かれて、資料に示した事例について 3 つを選んで検討いたしました。4 回目については 12 月 16 日、こちらは 11 名参加ということで、資料に示した事例について検討を行っていただいたということでございます。

以上、駆け足になりましたが、これまでの取り組みについてのご説明でございます。

会 長 　　ただいま事務局から、資料 1 から 4 に基づき説明いただきました。

それでは、これまで実施したココロン・カフェやシンポジウム、それから学習会などに参加された委員の皆さんからご感想や追加のご報告などございましたら、お伺いしたいと思います。

最初に、ココロン・カフェに参加してみてもの感想などについて、高橋望委員にご発言をお願いいたします。高橋委員、お願いします。

高橋（望）委員　　ココロン・カフェに参加してみても思ったことは、みんなが障害のことを話す場所を探しているということをととても感じました。伝えるのと伝えないのでは、私を初めと

して、周りの理解の感じかたは変わってきたように感じます。一般の人も障害の人とどようにかかわればいいのかと戸惑うということがあるということを経験したことがあります。私の場合ですが、最近では自分の口から言うようにしていますが、以前は自分の取扱説明書というのをつくって、自分はこういうのが苦手とか、こういうことを工夫していただくと助かるということを職場の上司に渡していました。こうすることで、時間のないときでも目を通してもらえるので、言える環境か、言えない環境かでは変わると思うので、つくろうかなと思いました。ココロン・カフェみたいな場所が増えれば、たとえ伝えることが苦手な人でも、そこに来ている支援者さんとかが目に入って、障害の人でもだんだん行きやすい環境ができるのではないかと思います。

会 長 高橋委員，ありがとうございました。

そのほか、これまでの実施に参加されたかた、ご発言ありましたらいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。杉山委員，お願いします。

杉山委員 私は、学習会のことについてちょっとお話ししたいんですが、学習会の内容は非常によかったですが、参加者が結構少なくて、それで残念に思っただんです。あと 2 回目のときは平日の夜だったので来れなかった人はかなり多かったかと思ひますが、実はもう一つ工夫してもらいたいのは、事例検討をなぜやるのかというか、どういふ目的でこういうことをやるのかということを経験前に参加申し込みのときにもう少しわかりやすく書いてもらえたら参加者が増えたのかなと思ひて、そこを今後やるときは工夫してもらいたいと思ひました。

会 長 杉山委員，ありがとうございました。学習会，もっと参加してもらえればよかった。また天候もあつたということとともに、事例検討などについては事前の周知というのでも具体的にしたほうが参加しやすいのではないかと提議をいただきました。

高橋委員からココロン・カフェ、杉山委員から学習会その他についてご発言いただきましたけれども、ほかの委員の皆さん、参加したことに関して何かございませうでしょうか。

千葉委員，お願いします。

千葉委員 私は、ココロン・カフェと学習会，全部参加しましたが、自分自身の体験というものをほかのかたに聞いていただくという場と、参加していただいたかたが自分で思っただこととは違ふ、本質的なお話が聞けたという点では非常によかったと思ひます。杉山委員のおっしゃるよように、周知徹底ももちろん配慮されていたのですがけれども、暮れに押し迫つて、皆さんスケジュールがタイトでしたというのはいはり否めなかつたという感じがいたします。

会 長 千葉委員，ありがとうございました。
そのほか委員の皆さんから，参加した取り組みに関しましてご感想とか，ご意見とか，追加とかありましたら，いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
坂井委員，お願いします。

坂井委員 私は，学習会とココロン・カフェの第 2 回に，参加させていただきましたけれども，学習会のほうは実際事例を使っただけの検討ということで，実際のことを想像しながら検討して非常に勉強になったという部分と，あとは当事者のかたについてどこまでそれを踏み込んでいいのかというところであるとか，そういったところが少し悩んだところでありました。

あと，ココロン・カフェのほうは，障害に関する題目があっただけで，それについて討論するわけですがそれでも，そうすると「障害ってなあに」，「障害のある人もない人も暮らしやすいまちにするためのアイデアについて話そう」というような話もありました。その中で，障害について観念的な部分の話をするだけでいいのか，実情の問題を話すだけでいいのか，私自身もその辺りがよくわからなくて，悩みながらファシリテータをやった感じでした。

会 長 坂井委員，ありがとうございました。
これまで 4 人の委員の皆さんからご発言いただきました。その中で，ココロン・カフェは多くの市民のかたと話題を共有し，障害について考えることを含めて，これからも多くの市民のかた，障害のある市民のかたも，ないかたも，ここに関わって私たちらしい条例をつくっていくというのはすごく大事なことだと思いました。また，学習会については，協議会の中でも，もっと学びを深めましょうということで取り組んだ内容でございまして，4 人のかたから発言いただき，ありがとうございました。

そのほか，時間もありませんけれども，どなたかこれまでの取り組みの中で，ここはお話したいというかたがいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

では，高橋望委員，お願いします。

高橋（望）委員 私がココロン・カフェで感じたことは実はまだありまして，私は発達障害ですが，発達障害というのは，見た目ではわからないそうです。一般のかたに聞いたら，「あなたは見た目が普通だから会っていてもわからないよ」と言われて，私はお話が好きなので，私の障害はこういうところが困っているというのを話していますが，中にはやはり言えない人もいます。そうすると，車椅子に乗っているわけでもないし，つえを持っているわけでもないのだからわからなく，それで苦しむこともあると聞きました。また，ココロン・カフェが余りにもよ過ぎて，ちょっと時間が足りなくて，時間にとられることなく，多い時間をつくっていただけたら，皆さんからいろいろないい意見が出るのではないかと感じました。

会 長 ありがとうございます。高橋委員のコロン・カフェの時間のことなどについて、お話ししていただいているときに、各委員もうなづく場面が見られましたので、やはり皆さんもそのように感じたのでしょうか。高橋望委員、どうもありがとうございました。

そのほかよろしいでしょうか。まずはこれまでの実施結果について以上にさせていただきたいと思います。

(2) 論点の整理と今後の進め方について

①論点の整理（案）

②今後の進め方について（案）

③今後のスケジュール（案）

④障害を理由とする差別の事例分析について（案）

⑤関係事業者等へのグループインタビューについて（案）

⑥第 3 回及び第 4 回コロン・カフェの実施について（案）

会 長 次に、(2) の論点の整理と今後の進め方についてでございます。そちらに入る前に委員の体調管理ということもあって、申し出がありましたので、その辺のところ事務局から。

事務局 (高橋課長) 今 7 時を過ぎたところなので、ひとまず先に説明をさせていただいて、休憩を挟んでご意見を頂戴するというのではいかがでしょうか。

会 長 では、今事務局からありましたけれども、まずは論点の整理と今後の進め方について資料に基づいて説明していただいて、その説明が終わったところで 10 分間の休憩に入らせていただきたいと思います。

事務局、よろしくをお願いします。

事務局 (高橋課長) (2) 論点の整理と今後の進め方について説明をまいります。
まず、資料 5 論点の整理（案）という A 3 版の資料がございます。それをご覧いただきたいと思います。

6 月に施策推進協議会に条例のあり方について奥山市長から諮問をさせていただいてから、施策推進協議会の場において委員の皆さんからご意見をいただきますとともに、障害を理由とする差別の現状、それから差別解消についてのご意見などを把握することを目的として、施策推進協議会の委員の皆さんにもご協力をいただきながら、障害者団体の皆さんとの意見交換会、それからコロン・カフェの実施など、様々な取り組みを行ってまいりました。これまでいただいてまいりましたご意見から差別解消のためのキーワードを抽出しながら論点の整理を行ったものが資料 5 でございます。

一番左側の欄には協議会やこれまでの取り組みでいただいたご意見を掲載してお

りますけれども、これは集約していった主なものを載せておりました、実際には 1000 を超えるご意見がございまして、そのご意見一つ一つから差別解消のためのキーワードを抽出して整理をしていきました。

整理をしていきますと、左側から 2 番目の欄に示すキーワードが浮かび上がってまいりました。さらにそれらを集約し、表の左から 3 番目の欄にお示した 3 つの差別解消のための視点というものに整理をすることができました。

例えば 1 番上の欄のところをご覧いただきたいと思いますが、協議会やこれまでの取り組みでいただいた意見ということで、「障害者に限らず、けが人や妊婦、高齢者などへの配慮がない場合もある」。この辺りは共生する社会づくりが必要という視点だと思えます。それから、「事例には障害がない人にとっても不愉快なものが含まれており、『障害による差別』とは何か整理する必要がある」といった差別の定義の必要性であるとか、「両方の話を聞かないと差別かどうか判断できない」、「差別をしたつもりがなくても、差別にあたる行為であれば差別になる。その行為が差別であるかどうか共有が必要」、このようなご意見から、「共生する社会づくりの必要性」、共有するためにも、その「差別の定義の必要性」であること、さらに、具体的な事例に基づいたものにしていくことが必要なので「事例の分析が必要」というキーワードで整理いたしました。

3 番目、右の欄に、「差別とは何か理解をし、共有する必要がある」という視点に整理をしたところでございます。

それから、上から 2 つ目の欄でございますけれども、「無理解から偏見が生まれるので障害のことを理解する機会を持つことが重要」、「差別をなくすための啓発の仕組みが必要」、「街の中に障害者が出ていくことで啓発していく必要がある」、「障害のこと・困ったことなどについて障害者から発信していくことが大切である」ここからは、「障害理解の機会の確保の重要性」、「障害理解の促進、啓発」、「障害者自身からの発信」が大事ではないかというようなキーワードが出てまいりました。そこを視点として整理いたしますと、「障害理解のための啓発が必要であり、特に障害当事者からの発信は重要である」という視点に整理したところでございます。

上から 3 つ目の欄でございます。「外見ではわかりづらい障害の場合、理解や配慮が得られづらい。理解の促進が必要である」ということです。先ほど高橋望委員からお話があったようなことが意見交換会、ココロン・カフェ、様々な取り組みでも頂戴したところでございます。それから、「障害の種別によって、人によって不自由なところは違うし、必要な配慮も異なる」、「合理的配慮が得られずに情報入手について困ったことがある」ということとか、「バリアフリーや、ユニバーサルデザインの一層の促進が必要」「公的機関で特に理解が必要」といったご意見をたくさんいただいております。キーワードで整理していきますと、「障害特性の啓発」をしていくことが必要であるということ、それからそれに基づいて「合理的配慮の理解」を得ていく必要性、「ハード整備の必要性」、「合理的配慮の提供体制の充実」、「公的機関の取り組みもとても大事」である。ここを整理いたしますと、「障害特性を理解し、合理的

配慮の提供を推進する必要がある」という視点になるのかなというところで整理をいたしました。

上から 4 つ目でございます。「年齢や所属するコミュニティなど、様々なレベルでの交流や、体験、学習などの啓発活動を継続的に行う必要がある」ということ、「小さいころからの教育がとても大事」であるとか、「地域に出ていく、話し合いの場に出ていくということで障害の理解というものが拡大されるのではないか」というご意見もたくさんいただいているところでございます。このキーワードとしては、「障害理解の促進、啓発」の重要性、「教育の重要性」、「地域の理解促進」の必要性、「市民参画の必要性」に整理しました。ここについては、「市民・地域の理解を進める取り組みを行う必要がある」といった視点で整理いたしました。

上から 5 段目でございます。「職場で調子が悪いときには休憩室で休んでいいよという配慮があった」というような事例についてご紹介や、「職場で配慮してもらって助かっています」というよい取り組みについてのご紹介がありました。「なかなか理解が進んでいない状況もある」とか、「雇用する側が障害者を雇用しやすくなる環境整備が必要」というご意見を頂戴したところでございます。ここでは、「好事例の周知・拡大」が必要ということ。「事業者への障害理解の啓発」が大事であること。「雇用・労働環境整備の必要性」というキーワードが浮かび上がってきております。ここを視点として、「事業者の理解促進の必要がある」ということで整理をいたしました。

一番下、6 番目の欄でございます。「目の前にある『困った』『生きづらい』『つらい』という現象を一つ一つ解消していく配慮、改善を積み重ねていくことが必要」、「具体的に困っている状況を解消していくことの大切さ」であるとか、そのためにも「救済機関を位置づける必要があるのではないか」、あとは、「現に相談支援事業所でも取り組んでいることがある」といったこととか、「相談窓口がたくさんあったとしても、それだけでは解決につながらないのではないか」とか、「障害者のかた自身がそういう不利益を受けているということが理解できずにいる場合がある」こと、「みずからの障害をなかなか受け入れられないというかたもいる」。「両方の話を聞かないと差別かどうか判断できない」というご意見。ここは、「障害者へのエンパワメント」、それから障害特性に応じた代弁機能の必要性。「個別事例を一つ一つ解決していくことの必要性」、「相談機関・救済機関のあり方の検討」が必要といったようなキーワードが出てきました。これを集約しますと、「支援や相談体制を整える必要がある」といった視点で整理いたしました。

以上、これまで頂戴してきたご意見を差別解消のためのキーワードを抽出して整理していくと、この 6 つの視点になるのかなというふうに整理をしたところでございます。

これまでいただいたご意見から 6 つの視点が出てきたわけですが、これらを踏まえまして、今後条例のあり方を検討していく上で、一番右側に 5 つの箱で挙げた項目を論点として議論を進めてはどうかと考えてございます。

1 つ目は、「差別解消の理念」です。条例が目指す社会や、法・条約の理念をどの

ように反映していくのか。それから、罰則等の規定についてはどういう取り扱いにするのかというような差別解消の理念について整理していく必要があると考えました。

2 つ目は、「『差別』についての定義」ということです。差別にあたる行為はどのようなものなのか、条例の対象にするのはどうかたちなのか、また、分野はどのように考えるのかについて整理していく必要があると考えました。

3 つ目は、「市民・事業者・行政の役割」といったことも一度整理していく必要があると考えました。

4 つ目は、「障害による差別を解消するための取り組みのあり方」についてです。広報啓発についてはいろいろご意見を頂戴しておりますけれども、広報啓発、それから合理的配慮の考え方、コミュニケーション支援など、これらのその取り組みのあり方について整理していく必要があると考えました。

5 つ目は、「相談支援体制のあり方」についてです。障害特性に応じた支援、相談支援の体制、あっせん・調整機関をどのようにしたらいいのかや、関係機関のネットワークなど、こういったことについても整理していく必要があると考え、論点として整理をしたところでございます。

それでは、引き続き資料 6 のほうをご覧いただきたいと思います。

今後の進め方についての案でございます。

まず 1 番目として、障害者施策推進協議会における検討についてでございます。

まず 1 つ、論点に関する検討についてと、今、資料 5 でご説明させていただきました 6 つの視点、それから差別解消のキーワードを踏まえまして 5 つの論点について検討を進めたいというふうに考えております。具体的な進め方については、資料の 7 をご覧いただきたいと思います。

資料 7 の一番左側の欄が、障害者施策推進協議会等の欄になっております。これからの検討の進め方についてお示しをしております。色のついているところです。3 月末の第 9 回から、下線が引いてあるところが論点について検討するということでございます。3 月の末については差別についての定義、4 月については市民・事業者・行政の役割、それから相談支援体制のあり方について、5 月は障害による差別を解消するためのあり方、それから引き続き相談支援体制のあり方。それから、6 月については差別解消の理念、7 月、8 月、そしてそのあり方についてまとめをするような形で考えておりました、途中パブリックコメントを挟んで 10 月末に答申させていただいて市長のほうに出していただくというような流れで考えております。

次に、資料 6 の（2）障害を理由とする差別の事例分析についてに戻っていただきたいと思います。

条例のあり方の検討を進めていくに当たりましては、本市の実情を踏まえて解決すべき差別について共有をしていくということが大事ということは、これまでの皆さんのご議論の中でも出てきたところでございます。それを受けまして、収集されました事例の分析を行うことを通して差別にあたる行為等の定義を検討し、さらに事例集の形で取りまとめていきたいと考えております。

詳しくは、資料 8 をご覧いただきたいと思います。

まず、事例分析の目的ですが、差別解消のためには、何が差別にあたるのかについて共有する必要性は、論点整理の中でも浮かび上がったところがございます。

条例、差別解消の取り組みを本市の実情に合ったものとするためには、本市における実情を明らかにすることが必要なので、収集した個別の差別事例について分析を行いたいと考えております。

なお、得られた成果につきましては、障害者施策推進協議会の議論の資料にしていくことと、市民にわかりやすい事例集としてまとめていきたいと考えております。

分析の方法でございます。施策推進協議会の中に差別事例検討部会を設置して、事例分析等を実施したいと考えております。

差別事例検討部会の概要は、施策推進協議会の委員のうち 7 名程度を選んで検討をお願いできればと考えています。部会の設置につきましては、施策推進協議会の運営要領第 9 条第 2 項で会長が委員指名するということになってございます。

それから、部会の進め方でございます。期間としては、27 年 1 月から 27 年 5 月までの間。おおむね月 1 回開催し、全部で 5 回程度を予定しております。

検討の方法につきましては、収集された事例について、差別にあたる行為、対象者、差別が生じる要因などの分析を行いたいと考えております。

さらに、差別にあたると考えられる事例、それから合理的配慮の提供に係る参考事例などを掲載した事例集を作成したいと考えております。

取り組みの状況につきましては、施策推進協議会に報告をし、必要な議論をさらに反映させていくことにしたいと考えております。

それから、資料 6（3）関係事業者等へのグループインタビューを実施したいと考えております。差別解消のための視点の中でも、事業者の理解促進の必要性は様々なところでご意見頂戴したところですが、事業者と今後の方向性を共有して連携を図っていくための第一歩とするために、交通関係、労働関係、商工・不動産の取引関係等の関係事業者等にインタビューを実施したいと考えております。

資料 9 をご覧いただきたいと思います。

関係事業者等へのグループインタビューということで、概要につきましては、ご説明したとおりでございます。

方法といたしまして、交通関係として、JR 東日本仙台支社を初め、関係の事業者に集まっただき、労働関係としては、主に雇用していただく立場のかた、それから相談支援をしている職業センターのかたにインタビューをしたいと考えております。3 番目として、主に障害者のかたにサービスを提供する側に回る商工会議所、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合、商店街、宅地建物取引業協会の関係者のかたと、大体 3 つのグループに分けてインタビューを行いたいと考えております。

実施者については、施策推進協議会の委員の皆さんと事務局で行いたいと考えております。

進め方としましては、2 月に実施をするということで、分野ごとに 3 つのグループ

で、方法としては、施策推進協議会の委員のかた 2 名と事務局により実施したいと考えております。

資料 6 に戻りまして、1 番は施策推進協議会で検討する事項についてでございます。2 番目として、ココロン・カフェについてでございます。

ココロン・カフェにつきましては、第 1 回、それから第 2 回を開催いたしました。運営にふなれな面や広報等にも問題がございましたけれども、市民のかたと障害を持つかたが出会って、障害理解、それから障害による差別解消について意見を交換し、理解を深める機会として有効であると、参加者からも評価を得られたのではないかと考えているところでございます。

今後につきましても、協議会で議論した内容について意見を交換したり、差別解消について理解を深める場として運営をしていきたいと考えております。

なお、今後のココロン・カフェにつきましては、協議会と仙台市の主催で実施するというふうに考えております。

第 3 回及び第 4 回については資料 10 にお示ししているとおりでございますが、第 5 回以降のテーマにつきましては、基本的には協議会で議論した内容をテーマとしていきたいと考えているところでございます。

資料 10 のご説明をさせていただきたいと思っております。

資料 10、ココロン・カフェのまず今後の目的ということでございますが、第 3 回、第 4 回というのは、1 月 27 日、3 月 1 日の予定をしているものについてでございます。これは協議会など取り組みを通じていただいたご意見、それから、今回論点整理に出てきたキーワードなどを報告して、まず条例の検討状況について周知をするということと、具体的な事例について解決策を検討することを通じて、差別解消のために必要な取り組みについて意見を交換して理解を深めたいと考えております。

日時・場所につきましては、第 3 回目は 1 月 27 日、10 時から 12 時まで、福祉プラザの 1 階のプラザホール。人数は 40 人ぐらいを予定しております。それから、第 4 回の 3 月 1 日日曜日の午後に実施するものについては、市役所本庁舎の 8 階ホールを予定しております、人数は 60 名程度を予定しております。

実施内容につきましては、まず仙台市から条例の検討状況など、施策推進協議会での検討内容などをご紹介するというのと、後半ワークショップとして、第 1 回、第 2 回については先ほどもご意見で頂戴した障害をバックにしたテーマでしたが、具体的な事例についてご検討いただければどうかと考えております。

運営の方法につきましては、1 グループ 5、6 人に分かれてグループワークを行うということで考えております。

協議会の委員の皆さん、それから障害者相談支援事業者の職員のかた、それから障害企画課職員がファシリテータを行うということで考えております。

裏面にまいりまして、今事例として考えているのは、資料に掲げている 3 つでございます。この事例につきましては、委員の皆さんとの学習会の中で出ささせていただいた事例でございます。それぞれ事例を選んだポイントを挙げておりますが、なぜ選

んだかということ踏まえながらグループワークを進めていければと考えております。

（5）その他ですが、これについては情報保障、手話通訳、要約筆記を行うということと、あと未就学児のかたについて託児等を行いたいと考えております。

以上、論点整理から今後の進め方についてご説明をさせていただきました。今までお話ししたことを大きくまとめたものが資料 7 の今後のスケジュールというところでございます。

会 長 　　ただいま議事の（2）論点の整理と今後の進め方について、資料に基づいて説明いただきました。

　　ただいまから 10 分間休憩をとらせていただいて、それからまた議事を開始したいと思います。

　　なお、議事につきましては、今回はそれぞれの項目ごとに時間を分けて進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。ということで、7 時 42 分からの再開となります。お願いいたします。

〔休憩（10 分）〕

会 長 　　それでは、再開いたします。

　　議事の（2）論点の整理と今後の進め方について、事務局より説明いただきましたので、最初に資料 5 の論点の整理（案）について、委員の皆さんからご意見等あればお願いいたします。

　　杉山委員、お願いします。

杉山委員 　　均等待遇についての考え方というものを出していかないと、合理的配慮だけでは障害者差別ということに対して不十分ではないかと考えます。

　　それから、一番右のあり方を検討する論点というところの上から 4 番目のところの障害による差別を解消するための取り組みのあり方のところで広報啓発というふうに書いているんですが、一番左のいろいろな人の意見にもあるように、「ココロン・カフェなどでいろいろな意見をもらうのは大事だ」ということも書いてあるとおり、広報啓発に関わることとして、学習会とか、研修会とか、シンポジウムというのも大事なものであると考えました。

会 長 　　杉山委員、ありがとうございました。ただいま杉山委員のお話の中に、合理的配慮の検討についてはよろしいんだけど、そのほかちょっとわかりづらい部分があることについて、要約筆記のほうももう少しうまくいかなかったもので、その次に説明したことについてももう一度お話ししていただいてよろしいですか。

杉山委員 　　合理的配慮のほかに均等待遇というのがありまして、障害者と健常者を別に取り扱

うということです。要は、そういう視点がないのではないかと考えました。

会 長 ありがとうございます。均等待遇ということで、その視点がないのではないかと
いうことでした。それについての確認ということで事務局、ありますでしょうか。

事 務 局 不当な取り扱いについてでしょうか。そのことについては、2 番目のところに含め
(高橋課長) 整理しましたが、わかりにくくなってしまったのかもしれませんが。どのように書くと
わかりますでしょうか。

会 長 杉山委員、マイクをとっていただいて、わかりやすく伝えるということが大事なの
で、提案がありましたら。

杉山委員 差別の定義としては不利益的取り扱いと合理的配慮というのが二大柱として 2 つ
あるので、それはきちんと書いたほうがいいです。

会 長 きちんと書いたほうがいいということで、今どこにどう書いたほうがいいのかというの
がありますか。

杉山委員 あり方を検討する論点の差別にあたる行為というところですかね。

事 務 局 それでは、障害特性を理解し、言葉はまた検討しますけれども、不利益的取り扱い
(高橋課長) の禁止や合意的配慮の提供を推進する必要があるというように書き加えると、わかり
ますでしょうか。

会 長 では、ただいまの杉山委員の提案をもとに後で検討するというので、そのほか委員
の皆さんから今のところについて何かありましたらいただきたいと思います。

では、杉山委員の提案をもとに、事務局、それから会長、副会長で検討させていただく
ことでよろしいでしょうか。

事務局、お願いします。

事 務 局 差別を解消するための取り組みのあり方で、ぼつのところですが、あくまでも例と
(高橋課長) して挙げているものですので、学習会や研修会、ココロン・カフェのような触れ合い
の場、市民カフェみたいなことを継続していくことですかそう言ったものも大事な
取り組みだと思しますので、その中で検討できるといいと思います。

会 長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、時間の都合でもう一方ということで、先ほど中村祥子委員から手が挙がりま
したので、中村祥子委員、お願いいたします。

中村（祥） 委員 社会的所属の機関の名前がいろいろ出てきていますが，その中に事業者というのが会社だけを対象にしている，例えば支援事業所ですとか学校は出ていますが，そういうところで合理的配慮に欠ける支援がされたりということが余り書かれていなかったような感じがします。

会 長 ただいま中村祥子委員がこの資料の 5 の中でどの部分についてお話しされているか共有したいのですけれども。

中村（祥） 委員 すみません。合理的配慮というところで，幅が広いと思うんですけれども，3 番目あるいは，4 番目の啓発ですとか，教育ですとか，障害特性理解というところに及ぶと思いますが，合理的配慮をする機関というのは障害者支援事業所においても対象になるとは思います，余りそのことは出ていないように思いますが。ここに入れなくても，その対象になる，ならないということではないと思いますが。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋課長) これまでの意見交換やココロン・カフェの中でも，障害者サービス事業所の職員についてのご意見というのももちろん頂戴をしていますので，一般の企業だけではなくて，サービス提供の事業所というのも対象として考えていくというのはこちらとしても考えておりますので，検討していく視点として忘れないようにしたいと思います。

会 長 中村祥子委員，よろしいでしょうか。

では，この事業所の中にはサービス提供事業所もあるということですよ。そのほかに具体的な列記をしてそこに漏れているということではなくて，今全体のくくりの中で説明したということですよ。具体的に，中村祥子委員からお話があったので，そこはどこに書いてありますか。この事業者の中にサービス提供事業者があるかという確認ですね。

中村（祥） 委員 その表記が適当ではないような気がしたので。それも入れてあるというふうに想定して検討するのであればいいとは思いますが，事業所というのが雇用する場合の事業所のような表記の仕方が傾向としてはあるかと思いました。

会 長 そもそも論点の整理の中では，委員の意見が具体的に役所，学校，病院と書いてあるけれども，出てきた意見をそのまま載せたことですよ。だけれども，具体的にもっと幅広く捉える考え方ですということによろしいでしょうか。

はい，市川委員，お願いします。

市川委員 今のご意見と関連するので、私も文章の中の事業者という言い方が、一般的にやっている人を雇用主であったり、使用者であったり、いろいろ会社の経営者でしたり、何かいろいろ種類がありますが、それを延べて全部事業者という概念の中に入るのか、これがわかりづらいと思いましたので、もし何か事業者ということで統一するのであれば、そういうのを注記か何かしておかないと、今のような中村祥子委員のようなお話が出ますし、私自身理解が及ばないところがあるので、そうしていただいたほうが親切かと感じました。

会 長 ありがとうございます。まず関連することで、よろしいですか。久保野委員、お願いします。

久保野委員 先ほどのご意見はどう反映させるかを考えていましたが、恐らくご指摘は一番左側のご意見の中で下から 2 つ目の枠が職場関係のお話が 4 つ並んでいて、そこから右に事業者の理解促進というふうにまとめられていって、事業者だけが主にそこで出てくるので、あらわれ方として企業、職場、雇用、企業ということが念頭に置かれるように見えてしまいがちなことになっているというご指摘でしたように思うので、例えば下から 2 つ目の枠の中に先ほどの福祉事業者の活動場面における問題が、この定義のどこかにあったのならばそういうものを入れて書くことはどうかという一つの意見です。

会 長 これまでの意見を点検して、その文言があれば、ないものは書けないので、当然ですけれども、そのようなことも含めて、誤解の生じないような表記も含めた工夫ということで、事務局から手が挙がっていました。中村祥子委員、市川委員、久保野委員のご指摘は、皆さんも共通に持ったことだと思いますので、この解決を図るためにということで、事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 委員の皆さんがたからご指摘、ご提案があったこともあると思いますので、再度いただいた意見をもとに加えていきたいと思ひますし、議論をする論点の中で、事業者というのは何を指すのかというのをここではざっくり書いてありますので、何を指すのかやその辺りは定義を整理していく中でやらなければならない作業だと思いますので、そこもやっていきたいと思ひます。

会 長 3 人の委員のご指摘を踏まえて、同じようなお考えも委員の皆さんがたからあると思ひますので、ただいまの事務局の、工夫するというところでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、この論点の整理については、このようなことで進めてよろしいでしょうか。久保野委員、お願いします。

久保野委員 1 点、論点というものの位置づけというものについて確認させていただきたいのですが、今事業者についても定義等も含めてこれから検討していくという意味で論点なのだというご説明があったことからそうだと思うんですが、例えば罰則等の規定という項目があったり、あつせん、調整機関という項目があったりしますが、例えば罰則を設けるかどうかという論点があるですとか、あつせん、調整機関を設けるかどうかという論点があるという意味での論点であるのでしょうか。つまりここに書いてあることは必ず条例に入るという意味でもないし、逆にここから外れているものが入らないということでもなく、そういう意味で柔軟な、ただ何も議論がないと中身をどうするか議論ができないので、そういう指標だということの確認をさせていただきたいと思いました。

会長 ただいまの確認について、事務局、お願いいたします。

事務局 (高橋課長) そのとおりでございます。ここはとりあえず意見を整理していく中で、こういうものが上がるのではないかとということで例示したものですので、ほかにも検討しなければならないものは出てくるとお思いますので、お気付きの点がございましたらご指摘いただければと思っております。

会長 そのご指摘につきましても、後から事務局が説明すると思えますけれども、その後、会議終了後にファクスその他で事務局にということもありますので、そちらもよろしくお願いいたします。今あれば今いただいたほうがいいので、いかがでしょうか。まずは進めさせていただきながらということでもよろしいでしょうか。

では、確認すべき点について、またその後のファクスでの連絡の取り合いということが重要だということをお話しさせていただきます。

次に先ほど臨時委員として橋本委員がいらっしゃいましたので、ご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

橋本委員 弁護士の橋本治子と申します。今回から臨時委員として参加することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 橋本委員、よろしくお願いいたします。

次に、(2) 論点の整理と今後の進め方についての②今後の進め方について(案)のご意見等をいただきたいと思います。

最初に、1 の障害者施策推進協議会における検討についての(1) の論点に関する検討ですけれども、たくさん資料がありますが、資料 7 の今後のスケジュール(案)に書いてあります左側の障害者施策推進協議会等の欄のように進めるということでも今示されたわけですけれども、委員の皆さんからご意見などがあればお願いいたします。

千葉委員，お願いします。

千葉委員　　今後のスケジュール（案）の中で，皆さんに知っていただきたいのが，4月の欄のグループインタビュー等のところにございますけれども，その中に宮城県患者・家族団体連絡協議会がありますが，これはどういう会かといいますと，難病のかたたちの……

会　　長　　千葉委員，すみませんけれども，まずはこの左側の欄ということで，その中で会のことというのはまた後からで補っていただきたいと思います。全体の進め方についてお願いします。

（「わかりました。失礼いたしました」の声あり）

まずはこのスケジュールのような進め方についてということでご意見をいただいて，そしてまた補足があればまたお話しいただきたいと思いますけれども，いかがでしょうか。

これについては，先ほど休憩の前に事務局から説明があったところがございます。1月から，そして様々な取り組みを経て 11 月上旬に答申するということでの流れでございますけれども，はい，久保野委員，お願いします。

久保野委員　　このスケジュール（案）で最後の答申案と中間案というのはどの程度の具体的な形で出すという案なのかという点を 1 つ教えていただきたいというのが 1 点です。それとの関係で，例えば条文案ぐらいまで細かいのか，もっとざっくりしたものなのか，さらに骨格的なレベルのものにこだわるのかといったことでして，そのゴールとの関係で 3 月からこのような論点を順番に議論していくということのをどのように進めていくのかというイメージとか，どうしたらよいのかということが関係しそうなのでということです。具体的には，進め方として，先ほど確認させていただきましたけれども，例えば罰則を盛り込むかどうかというようなことですか，先ほど出てきた合理的配慮について，何をどこまで書くのかですかとか，いろいろ入れるのか入れないのかというレベルのことから議論があり得るということを考えますと，各回の論点ごとにどういう議論をするのかというのが結構まとまりにくいおそれがあるのではと危惧してまして，その辺のもう少し進め方のイメージの案の内容を教えていただければと思います。

会　　長　　具体的に久保野委員から内容について言及がありました。その辺について，事務局，お願いします。

事務局（高橋課長）　　施策推進協議会の皆さんには，条例のあり方についてご意見を頂戴したいと考えておりますので，ここにも骨格であるとか，盛り込むべきもの，盛り込むとしたらどういう形で盛り込むべきなのかといったような考え方についてご意見を頂戴したいと

考えます。

会 長 といいますのは、先ほどの久保野委員、条文にも踏み込むのかということではなくて、何が大事かということをごここで議論していく役割をしっかりと持ちましょうということですよ。久保野委員、よろしいでしょうか。

では、杉山委員、手が挙がっていましたので、お願いします。

杉山委員 スケジュール表を見ているんですけども、6月の第3回の協議会の内容の差別解消の理念というのがあるんですけども、これをもっと前に、第1回が差別の定義についてとなっていますが、これと同じように大事なことなので、差別解消の理念をもっと最初に協議したほうがいいと思います。

会 長 ただいま杉山委員から6月下旬にある差別解消の理念というのとは3月にやる差別についての定義と関係することもあるのではというお話でしたけれども、そもそもキーワードで事務局は説明しましたけれども、その、杉山委員の意見について、事務局の考え方があるのであればお示してください。

事務局 (高橋課長) 検討していく上で理念的なところをはっきりさせた上でそれに基づいて検討を進めていくというのはとても大事だと考えておりますが、なかなか具体的なイメージがない中で理念の話をして、いろいろ思い描くものが共有化されない中で理念を話すことになるので話が拡散してしまうのかと心配をいたしました。ですので、より具体的なことを話し合う中で理念というのを考えていくとよりわかりやすくなっていくと考えましたが、委員の皆さんからこの辺もご意見を頂戴できればと思います。

会 長 事務局からは、またこの次のところで差別の事例分析などについての話題も出てくるのではありますけれども、どうでしょうか。今の時点で杉山委員のご意見に対して皆さんから意見、何かありますでしょうか。それとも、まずいただけるものであればいただいてということ、具体的な差別の事例検討の話は次の話題にもありますので、その後一緒に考えるということも一つですけれども、そのように進めさせていただいていいですか、杉山委員。また戻りましょう。はい、ありがとうございます。

では、杉山委員の確認事項については、また委員の皆さんでご意見をいただくとして、次のところの事例分析などのための取り組みについて考えて、その進行状況との関係もありますので、また議論を戻したいと思います。

そのほか諸橋委員と目黒委員、お二人に確認いただいて、そして次のほうに移りたいと思います。まず諸橋委員、それから目黒委員、お願いいたします。

諸橋委員 確認をしたいのですけれども、ここでやるのは条例のあり方を検討すると。条例そのものの案は事務局のほうでつくるのですよね。その上で一番下にある第4回定例会

というのは、これは議会ということですか。そこに出すと。9月から10月にかけて条例のあり方について、要するに中身についてわかりやすい形で市民に提示をして意見をいただいて、それをもとにして条例文をつくるんだと。その上で、ここでの検討というのは考えて、検討というか条例案そのものについての意見を出す機会とかというのはあるのでしょうか。後半のほう、どのように考えていらっしゃるか教えていただきたいです。

会 長 これからの進行のことで、ここにはあらわれていないけれども、条例の条文などについてまたここに戻ってくるのがその経過の中であるのかどうかという確認ですか。

（「そうですね。そこでのみみ合いというのがあるのでしょうか」の声あり）

はい、ありがとうございました。

また、目黒委員からもご意見いただいて、あわせて事務局からいただきたいと思えますけれども、目黒委員、お願いします。

目黒委員 資料5のところの5つの論点というのがありますが、この論点というのが、私のわかりかたでいいますと、なぜ差別がいけないのかということとところがないというか、それをまず最初にやらないで理念とか定義とかとやっても何のことかと思ってしまう、その検討はいつするのかと思いました。

それで、差別をすると差別がなぜ悪いかということと、それに対する仙台市の姿勢というか、差別はいけないから仙台市では障害者のそういう不利益なことがあったら味方になりますよというような、最初の姿勢というかがあって定義とか役割とか取り組みのあり方とか相談支援体制とかということにつなげていくのだと思いますが。

会 長 目黒委員、ありがとうございました。ただいま諸橋委員、目黒委員のお話を受けて事務局からお願いいたします。

事務局 (高橋課長) まず諸橋委員からのご質問でございますけれども、条例の文言そのものについての細かい検討というのは、施策推進協議会の場ではやらないと考えております。そうではなくて、何を盛り込むべきなのかと、その項目を盛り込むに当たって考え方や、こういうことを実現するような条例にしていくというようなことを皆さんから意見を頂戴することになるので、その書きぶりについて検討するということにはならないと思っております。

目黒委員からいただいたことは、杉山委員が先ほどおっしゃってくださった理念のところから出てくることというふうに思います。なぜ差別をしていけないのかというのは、やはり条例が目指す社会というありようを、どう私たちが考えるかと、提示していくかということもあると思いますので、理念の中でお話をしていくことになると思います。

会 長 ということ、諸橋委員のほうは細かい条文の文言ということよりも、ここで話し合った内容がきちんとその条例に生かされていることを確認できるのかということであれば、それはできるわけですね。

諸橋委員 要するに、議会があって、それで決めていくわけですから、それをここでやる必要はないわけで、中身がしっかりしていればいいのでは。そのつくり方の確認をしたかどうかだけです。

会 長 わかりました。
では、市川委員、お願いします。

市川委員 今話を想像するに、前に学習会のときに京都やさいたま市の資料を見せていただいたときに、検討委員会で検討した結果が条例に正しく反映されていないとか、この意見はどこに行ったのかみたいな感想といいますか出席された方々の意見が載っていたのが私記憶にあるのですけれども、そういうことになると、協議会に出て我々が話したことがどう生かされているかというのは、やはり大事な事柄ではないかと。それがあって我々が責任を持って話していることなので、だから条例をつくる、そこまでは協議会だけれども、その先は議会だから、それはもう我々が関知するという事ではないとなってしまうと、我々の思いと違うのができたときに何か後で引きずるものになってしまうので、会長、副会長が確認できますのでと、おっしゃっていたので、そこは大事なところというので押さえていただければと思いました。

会 長 諸橋委員、それから市川委員がお話しされたことは、ほかの委員の皆さんも同じように思っているところがございますので、この検討の核となることがしっかりと盛り込まれるようにということで、事務局も含めてこれはしっかり行っていく必要があることを確認させていただきました。

では、中村祥子委員でこの項は一旦次に移って、またということになります。中村祥子委員、お願いします。

中村（祥）委員 目黒委員のご意見を聞いて、私もわかったのですが、ミッションがあって、なぜそれをするのかというのは、何が、どういうことを目指すのかというものがあって、目指すべき方向性と違うものがあるからそれをどうするかというふうな順番になるような気がするのです。ですから、先ほどの杉山委員のおっしゃったようなことを配慮していただいて、ストーリーをわかりやすくしていただけるとありがたいと思います。

会 長 中村祥子委員、ありがとうございました。

では、先ほどの杉山委員のその理念ということをお伺いの後にもう一度戻ること
で進めさせていただいてよろしいですか。

では、次は、資料 6 の 1 の（2）にあります障害を理由とする差別の事例分析につ
いてですが、これは資料 8 の障害を理由とする差別の事例分析についての案のとおり
の進め方について、先ほど事務局から説明ありましたけれども、委員の皆さんからご
意見などがあればお願いいたします。

坂井委員、お願いいたします。

坂井委員 基本的なところをお伺いしたいのですけれども、今回の今言われている障害を理由
とする差別の事例の分析というのがガイドラインというかそういう形に変わって
いくものなのかということをちょっと教えていただきたいのですけれども。

会 長 ガイドラインでしょうか。

坂井委員 さいたま市のほうでは、確かガイドラインという厚い冊子をつくっていたのですけ
れども、そういったものを仙台市のほうでもつくるイメージでこれをされるのかとい
うことです。

会 長 では、まずその辺について、事務局、お願いします。

事務局
(高橋課長) 今のところとしては、差別の分析をして、まず一つは施策推進協議会で議論をして
いく上での材料をつくりたいということと、あとは皆さんにわかりやすい事例集をつ
くりたいと考えているところまでです。もし皆さんと事例分析をする中でや、協議会
にご意見を伺っていく中で、ガイドライン的なものも必要だというようなことになっ
てきたら、それはガイドラインのようなものになっていくと思えますけれども、今の
ところガイドラインをつくりましょうということまでは事務局ではまだ考えては
いないところです。

会 長 よろしいでしょうか。

そのほか、この資料 8 では障害を理由とする差別の事例分析についての案として分
析を進めるということで、協議会内に差別事例検討部会を設置していきますという説
明とともに、その成果をもとに市民にわかりやすい事例集を作成するということが示
されています。そして、次には分析の方法などの（1）として検討部会の概要、そし
てまた検討部会の進め方とございますけれども、その辺について委員の皆さんから、
説明は先ほど休憩前にいただきましたけれども、確認ということなどありましたら
いただきたいと思えます。お願いします。

杉山委員、お願いします。その次、中村晴美委員、いいですか。ということで、お
二人でお願いします。

杉山委員 坂井委員が言ったことに関して補足ですけれども、ガイドラインというのは京都府の条例にも昨年 12 月に出てきたものですけれども、要するにいろいろな事例から、これが差別であるということのケースをわかりやすく示すために、いろいろな事例の項目があつたりするんです。聴覚障害者ではこうだよとか、あと視覚障害者はこうだよ。あとそれと後半は逐条解説といって条例の条文についてどういうことでこれは考えられているかとか、どういうことがこれに結び付くかとか、逆にこれは結び付かないかということが細かく書いているのです。それがガイドラインというものなので、協議会においては前半部分でも話したと思いますが、ガイドラインをつくらないということはある話なので、ここをちょっと確認したいと思います。

会 長 これは坂井委員、杉山委員のイメージするガイドラインとわかりやすい事例集の中でどこまで踏み込んでいくかということの捉え方でもあるし、また一方、厚生労働省の労働施策審議会の障害者雇用分科会では指針ということで合理的配慮はどのようなものかということを示すこともこれもガイドラインという言葉で説明していますので、その中身の共有がなかなか難しそうに思いますけれども、事務局、お二人の意見を伺って、いかがでしょうか。まずは、一つは杉山委員からあつた中では条例ができてからの周知の仕方ということもガイドラインだという話でした。その辺の捉え方をちょっと共有したいと思いますので、事務局お願いします。

事務局
(高橋課長) 先ほども申しあげましたけれども、まだそこまでは行っていないといいますが、まずは話し合うための材料を収集したところから整理をしましょう。あとはわかりやすい事例集をつくりましょうということで、今お二人から出たようなことについては、設置される部会の中でご相談したり、これからの施策推進協議会の中でいろいろな意見を出していただいて考えていきたいと思います。

会 長 ということは、この条例の策定に関することと、その条例策定後のことについても、必要なことがあればまた皆さんと協議しながら進めてまいりますということでしょうか。

それでは、中村晴美委員、お願いします。

中村(晴)
委 員 資料 8 の 2 番ですが、この中に、後半に「市民にわかりやすい事例集を作成する」と。今私どもはこうやって条例をつくることの様々な手法で、例えばココロン・カフェで一般の障害のない方々も巻き込みながら、差別は、どういうものだろうかというようなことを具体的な街の中で生きていく人間としてのいろいろな貴重なご意見が交わされています。協議会でも臨時委員として当事者の方々にも委員になっていただき、現場でのご自分の考えている、感じたことなどをいろいろな意見として出しておいてあります。そういうものというのは非常に大事で、今後条例ができて、いわ

ゆる条例ができましたというだけでは意味がない。これだけみんなで真剣に話し合った、でき上がったものが広く市民の方々の心に浸透するような条例ができて、まさに具体的に日々に生かされた条例になることが最終的な私どもの役割ではないかというふうに思いますので、そこをいつも踏まえながら、生きている日々のことを大事にしながら、それを文言として条例という形にすると、そこを基本と私は考えていきたいと思えます。

会 長 中村晴美委員，とても大事なご指摘，ありがとうございます。まさにそのような条例ということですね，必要なのは。その条例ができた後も，つくって終わりではもちろんないということの確認をいただきました。

では，次に，この障害を理由とする差別の事例分析については，先ほど事務局から説明がありましたけれども，差別事例検討部会を設置して，このように進めるということでもよろしいでしょうか。

はい，諸橋委員，お願いします。

諸橋委員 この差別事例の検討部会をつくるというのはすごく大事なことと思っておりますし，実際そこでお話しされたことが協議会の中の議案になっていたり，いろいろな条例をつくる際の必要な事項がこの中で深められるのかとも思いますけれども，委員の構成とかというのがすごくそういう意味では大事なのかなというふうに思いますが，何か案とかお持ちなのですか。

会 長 次はそのことについての話題ですけれども，よろしいでしょうか。その辺のところでは，部会の委員については，仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 9 条第 2 項の規定に基づき会長が指名するということになっておりまして，それを副会長，事務局と検討したことを踏まえて指名させていただきたいと思えます。7 人の委員の皆さんについて指名をさせていただきます。お名前を読み上げさせていただきますけれども，大坂副会長，川瀬委員，佐々木委員，杉山委員，中村祥子委員，橋本委員，それから今日のご欠席でございますけれども，早坂委員の 7 名ということを検討した結果会長として指名させていただきたいと思えます。

なお，早坂委員には内諾をいただいているところでもございます。このように 7 人の委員の皆さんで検討を進めさせていただくことでよろしいでしょうか。はい。

それでは，よろしく願いいたします。

そしてなお，部会長については，後日，その 7 名の委員の皆さんでの選任ということでもよろしく願いいたします。

今 7 名の委員の，先ほどお話しさせていただきましたけれども，資料についてお手元に届けさせていただいています。よろしく願いいたします。

さて，ここでまた先ほどの杉山委員の提案です。そしてまたこれに関係する発言を目黒委員等からもありましたけれども，差別解消の理念についての協議が 6 月下旬に

なっている件、これこそすごく大事なことではないのかということでのお話と、さらにこの差別について具体的な検討部会を進めていくことも含めてもう一度考えてみたらどうなのかという声に立ち戻りたいと思いますけれども、委員の皆さん、事務局からもご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

久保野委員，お願いします。

久保野委員 杉山委員の意見に賛成ですという一言です。同じ意見を持っております。やはり方針、事務局からの説明も確かにとるところがありますけれども、多分一回最初にやって再度ということも十分あり得るかと思しますので、最初にある程度やったらよろしいと思います。それとの関係で差別の定義というのが割と最初のほうに来ていて、その定義というのを入れるかというのが恐らく大問題でしょうが、入れるとしても何のために入れるのかわからないと、その啓発の側面を持った場合と事後的な救済を念頭に置いた場合とかで違いとかもあるでしょうから、やはり最初に理念を扱うというのに賛成です。

会長 はい、ありがとうございます。久保野委員からは、この差別解消の理念については全体を踏まえた上での検討も大事だという事務局の提案もわかるけれども、まず最初のうちにこのことを話題にしておいて、また再度しっかりと充実させるという取り組み方もあるのではないかとのご意見をいただきました。いかがでしょうか。

はい、市川委員，お願いします。

市川委員 この予定表を見ると5月の下旬ですね。障害による差別を解消するためのあり方を協議すると書いてあるので、やはり少なくともこの前には差別解消の理念が明確でないとあり方の検討はできないのではないかと気がいたしますのと、差別事例の検討部会でいろいろ分析されて整理されるのであれば、この5月の段階でもいいような、これ入れかえでもいいような感じが私はいたしました。

会長 市川委員からは、検討部会の進行もあるだろうし、ただし障害による差別を解消するためのあり方の前に理念をきちっとおこななければいけないので、この順番の変更もあるという意見でした。事務局お願いします。

事務局 (高橋課長) すみません。今の5月のところは、解消するための「取り組みの」あり方でした。全体的なあり方ではないのですけれども、抜けておりました。

会長 では、先ほど久保野委員からもありましたし、市川委員からもありました。差別解消の理念については、最初のところできちっと充実されるものではないかもしれない、確かに事務局の提案。でも、そこで一旦しっかり考える基盤をつくっておいて、さらにしっかりまたというようなことで進めさせていただくことでよろしいでしょ

うか。では、ありがとうございました。

はい、中村祥子委員、お願いします。

中村（祥） 協議会の中に事例検討状況報告というだけの報告というのがあるのが気になりますが、報告及び協議というようなところに戻しつつ部会が行われていくのかどうなのか。7名というのは結構少ないかなというふうに思っていて、そこで部会で進めてしまうのではなくて、まとめ役が部会で、それを協議会で再度協議することができるのかどうかということをちょっとお伺いします。

会 長 これからの進め方ということの確認ですね。事務局、いかがでしょうか。

事務局 (高橋課長) もちろん協議会にかけていろいろご意見を頂戴して直したほうがいいとか、そういうことも出てくるかと思しますので、そこは単に報告と書いてありますけれども、どんな項目もそうですが、これは報告だけということですではなくて、報告に対してご意見をいただいてさらに深めるということを繰り返していくというように行っていきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思っています。

会 長 中村祥子委員のご指摘のとおりですよ。はい、ありがとうございます。

では、次に資料 6 の 1 の（3）関係事業者などへのグループインタビューについてですけれども、今度は資料 9 のとおりに進めるということで事務局からありましたけれども、ここについても委員の皆さんからご意見などがあればお願いしたいと思します。

千葉委員、お願いします。

千葉委員 先ほどちょっとお話ししましたけれども、グループインタビューについて障害ということで、どちらかというと前面に出てくるのが一番目につきやすい身体障害とか、やはり知的とか精神というものがあるんですけども、この中にも 25 年の 4 月 1 日から障害者総合支援法において難病患者が障害の区分に含まれるようになったわけなので、その難病患者というのは先ほどの資料の一番左側の一番上の上段に「障害者に限らず、けが人や妊婦、高齢者などへの配慮」ということが書いてあるのですけれども、当然これに、難病患者というものは恐らく皆さんの近くにもかなり多く見られるかたちだと思しますので、ぜひこういう一言を、そのグループインタビューのときには難病患者ということでの質問のインタビューもぜひお願いしたいと思します。

会 長 インタビューをするときに障害者基本法、2011 年の改正から難病の方々も踏まえてということなので、そのこともインタビューの中でお伝えする手段を持っていたきたいということですね。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。グループインタビュー対象の関係事業者、また事業者

の中身についても、先ほどもありましたけれども、ここに示されています。そして方法としては分野ごとの関係事業者を 1 グループとし、障害者への対応等の現状等について施策推進協議会委員 2 名と事務局によりインタビューを実施するという方法を示されていますけれども、この資料 9 の内容について皆さんからご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、杉山委員、お願いします。

杉山委員 資料 9 のことといえば、2 月の 1 カ月でこの各事業者に対してインタビューをするということだと思うんですが、この実施者として施策推進協議会の委員からも同行というかその場に行くということを書いてあると思うのですけれども、具体的には事務局からお知らせというか来てほしいということの後で言われるのでしょうか。

会 長 具体的な進め方ということで、この施策推進協議会委員、臨時委員ということなのか。

事務局 (高橋課長) もちろんそうです。臨時委員のかたも含まれます。

会 長 この進め方ということについて、委員の方々は今までモニタリングとかインタビューしていたことで進め方がわかるかもしれませんが、臨時委員のかたは初めてなので、その辺について説明していただいてよろしいですか。

事務局 (高橋課長) 日程につきましては、まずインタビューをさせていただき事業者の調整もいたしますし、あと委員の皆さんに日程をお伺いして、その可能なところでインタビューの日程を決めていきたいと考えています。今日このインタビューを行うということについてお認めいただきましたら、すぐに日程の調整をさせていただきたいと思います。

会 長 それぞれのグループインタビューの相手かたの日程も含めて、委員、臨時委員、その方々の都合と合わせて調整させていただいて進めるということですよ。よろしいでしょうか。

それから、佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 私も今の千葉委員から杉山委員につながって、進め方についてなんですけれども、私も何度かグループインタビューに参加をさせていただいて、やはり専門分野をいろいろ私たち委員は持っているの、日程の都合もあるとは思いますが、できるだけ違った分野を持っている者同士が組み合わさるような形で日程のご調整をいただけるととてもいいインタビューになるのかなと思いました。

会 長 具体的な方法について、その配慮はとても大事なことだと思います。

それでは、まずは関係事業者等へのグループインタビューについてはこのように進めるということでもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

はい、ありがとうございました。

次に、資料 6 の 2 のココロン・カフェについてです。これは、資料 10 のとおりの進め方と、第 5 回後のテーマは基本的に資料 10 では 3 回、4 回目が示されていると思いますけれども、第 5 回以降のテーマは基本的に協議会で議論した内容とすることについて事務局から説明ありましたけれども、そのことについて委員の皆さんからご意見、確認があればいただきたいと思います。

では、中村祥子委員、お願いします。

中村（祥） ココロン・カフェに出させていただいて、一番最初のときに感想で言えばよかった
委 員 のですが、忘れていたので今でもよろしいでしょうか。

（「お願いします」の声あり）

5 番の（5）のその他のところで、ここに合理的配慮というの一環があると思うのですが、その中で参加していてちょっと項目加えてほしいなと思ったことがありまして、といいますのは、文字とか言葉だけではわかりにくいかたも大分参加されておりますので、そのときにこの間もテーマはテーブルに文字で示されていました。そして、タイムオーバーのときも言葉ではなく手を挙げてやってくださったのはとてもよかったと思います。その中で、グループワークの間に解説とかそのやりかたについて、マイクで言葉だけで進行方法を提示してくれましたが、ここを少し改善していただいで、具体的な工程表を示して見通しがわかるようなそんな配慮をしていただけるととても有効かと思いましたので、そのご配慮を今度加えていただければと思います。

会 長 参加する多くの方々が一緒に協議できるように進行の進め方などを含めてわかりやすい方法で、言葉だけではなくて示していく工夫をしっかりと考えましょうということですよ。

中村（祥） 言葉だけでは理解できないタイプの人もありますので、文字にして工程表ごとに進行
委 員 状況の見通しを説明していただくと安心して参加できるかと思います。

会 長 とても大事な指摘だと思います。事務局、そのようにお願いします。
坂井委員、お願いします。

坂井委員 ココロン・カフェの実施場所についてですけれども、今まで結局福祉プラザと市役所の 8 階ホールで行ってきていますけれども、例えばさいたま市や、千葉県で視察して見てきたのは、いろいろな場所で開催していたというのが実際あり、仙台市ではそれがなぜできないのかと自分としては思っていたところがありまして、要は障害の特

性も皆さんばらばらだと思えますけれども、結局来られる場所というのは限られているかたも多分いると思えます。その人たちに配慮するということを考えたときに、例えば長町寄りでやってみるとか、何かそういう配慮があってもいいのではないかと思ひまして、その辺、仙台市のほうでどう考えていらっしゃるのか、教えていただければと思ひます。

会 長 事務局，お願いします。

事務局 (高橋課長) まず 4 回目までについては、中心部の交通機関でおいでになりやすい場所ということで設定をさせていただいております。ただ、第 5 回以降のまだ決まっていない部分については、委員の皆さんのご意見をもとにいろいろな場所でも検討したいと考えております。

会 長 では、5 回以降のときということと、あとは確認でございますけれども、ココロン・カフェにつきましては、平日参加できるかた、そして平日参加できないかたは日曜日等に市役所でというそういう配慮をしているということで、臨時委員の皆さんもそのように進めてまいっておりますので、よろしく願ひいたします。

ココロン・カフェについては、いただいたご意見を踏まえてしっかり取り組む内容にするということで進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

はい、目黒委員，願ひいたします。

目黒委員 ココロン・カフェについてなのですが、なんて話しにくいのだろうとずっと思っていたのですが、1 回、2 回の報告とかテーマを見ると、やはりどんな差別をされたか、それがどうやったら解消するかと、差別があったというところからもう始まっているので、本当に差別があるというのはどういうことなのかという話し合ひはないのだと思ひました。ココロン・カフェで差別とはどういうことなのか、どうして解消したいと思ひているのか、解消したらいいなと思ひることにつながったということを話し合うというわけにはいかないのですか。差別があるとどうしてわかったのかと。話し合う前にどうして解消したらいいですかと言われたら、やはりわからないですよね。何で差別がいけないのかということをもっと話し合ったほうがいい。それが理念にもつながってくると思ひます。

会 長 ただいまの目黒委員のご指摘も含めて、ココロン・カフェの内容をしっかりと検討していく必要があるのではないかなと思ひますので、ココロン・カフェについては、ご指摘いただいたことを踏まえた上で進めてまいるということで、了承をいただけたということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

最後に、資料 7 の今後のスケジュール（案）についてでございます。

先ほど千葉委員から宮城県患者・家族団体連絡協議会とはどういうのかということ

については、すみませんけれども、今日は時間の都合でということと、今日の臨時委員のかたには後からまた資料等で市役所からも説明していただくとして、千葉委員からは以前説明いただいたということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。すみません、時間がなく、申しわけありません。

では、この今後のスケジュール（案）についてです。

このように進めるということでよろしいでしょうか。

杉山委員、お願いします。

杉山委員 今後のスケジュールということで、全体的なことを話したいのですけれども、今言ったココロン・カフェも大事ですけれども、市民に参加してもらいたいということでココロン・カフェをやっていると思うのです。それで、いろいろな学習会とかを総合して 1000 以上もの意見もあったと、それはカフェの意見もここにあったと思いますし、それでいろいろ執行部が苦労して資料を作ったというのはわかるのですが、ただせっかく市民に参加してもらって今まで障害者や障害がない人でも巻き込んでやっていきたいということでこういうカフェをやったので、何か市民の意見が条例に生かされるということが実感できるようにしていかないと、市民協働にはならないのかと思っています。それで、もっと具体的な話し合いは、ここに今後のスケジュールでシンポジウムをやるということであるのですが、条例が決まった後にシンポジウムをやっても仕方ないと思うので、シンポジウムをやるのであればもっと前にやったほうがいいのではないかなと思うのです。一番左にココロン・カフェ等と書いてあるのですが、そのところに 2 月の欄にシンポジウム開催と書いているのですが、2 月ではなく、もう少し前に、条例が議会に提出される前にシンポジウムを開いて市民の意見を吸い上げて条例に生かすというイメージがないとだめではないかと思うのです。

会 長 資料 7 に示されているのでは、12 月に議会へ条例案を提出して、言ってみればその全体の中身について、ある意味では形ができたものを周知するという事だけれども、もっと前にもシンポジウムを設けたらどうかという提案だと思います。これについては、また事務局、そしてまた次回のこの検討会の中でも事務局の考えを示していただくというようなことも含めて、市民の方々に、多くの方々に関心を持っていただく努力をしていきたいと思います。

事務局、そのようなことでよろしいですか。ありがとうございます。

ということで、今後のスケジュールの全体像についてはこのように進めさせていただく、ただし足りない部分についてはその都度事務局と連携しながら行っていくということで、一体となって行っているわけですので、よろしく願いいたします。

では、このとおり進める、全体像については皆さんの了承を得たということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、予定の時間を過ぎましたので、議事はこの辺で終了させていただきたいと思っております。

（7） その他

会 長 お手元の次第に 7 その他とありますが、皆さんから何かありますでしょうか。
皆さんから何もなければ、本日の議事については終了させていただきたいと思いま
す。

（8） 閉 会

署名人

諸橋 悟 